

2 裁判所の職員

裁判所には、裁判官をはじめ裁判所書記官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官、執行官などの裁判所職員がいます。また、弁護士の中から任命され調停手続を主宰する調停官のほか、調停委員、司法委員、参与員など一般国民から選ばれた人々が司法手続に参加しています。

- 1 裁判官
裁判所の管轄に属する各種の事件について、裁判に必要な手続及びこれに付随する手続を行う。裁判官には、最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、判事、判事補、簡易裁判所判事がある。
- 2 裁判所書記官
事件記録その他の書類の作成・保管事務、その他法律において定める事務、裁判官の行う法令・判例の調査の補助事務及びその他手続の適正確保、進行促進、裁判官の判断補助等を目的とした事務を行う。
- 3 裁判所速記官
裁判所の事件に関する速記及びこれに関する事務を行う。
- 4 家庭裁判所調査官
家事事件、人事訴訟事件、少年事件等において必要な調査及び調整を行う。
- 5 裁判所事務官
司法行政に関する各種の事務のほか、裁判に関する補助事務を行う。
- 6 執行官
民事裁判の執行に関する事務、競売不動産の現況調査等の事務のほか、裁判所の文書を送達する事務を行う。
- 7 調停官
各種の調停事件について、裁判官と同等の権限で、調停手続を主宰する。調停官には、民事調停官と家事調停官がある。
- 8 調停委員
各種の調停事件について、裁判官（又は調停官）とともに調停委員会を組織し、紛争解決のあっせんに当たる。調停委員には、民事調停委員と家事調停委員がある。
- 9 司法委員
簡易裁判所の民事事件について、和解手続を補助するほか、審理に立ち会って意見を述べる。
- 10 参与員
家庭裁判所の家事審判又は人事訴訟の審理に立ち会うなどして意見を述べる。
- 11 鑑定委員
借地に関する非訟事件について、鑑定委員会を組織し、裁判官の求めに応じて意見を述べる。
- 12 専門委員
民事事件等の争点整理、証拠調べ、和解等の手続に関与し、専門的な知見に基づく説明を行う（非訟事件については意見を述べる。）。
- 13 精神保健審判員
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の処遇事件に関し、裁判官とともに、対象者の処遇の要否及びその内容を判断する。
- 14 精神保健参与員
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の処遇事件に関与し、対象者の処遇の要否及びその内容について意見を述べる。
- 15 労働審判員
地方裁判所の労働審判事件について、裁判官とともに労働審判委員会を組織して手続を行う。
- 16 裁判員・補充裁判員
裁判員裁判対象事件について、裁判官とともに、法廷での審理に立ち会い、評議で意見を述べ、判決の宣告に立ち会う（補充裁判員は、法廷での審理に立ち会い、評議を傍聴することができ、裁判の途中で裁判員の人数に不足が生じた場合に、裁判員に選任される。）。

§ 1 裁判所職員（執行官を除く。）の定員（令和元年度）

官 職 名 等		定 員 (人)
裁 判 官	最高裁判所長官・最高裁判所判事・高等裁判所長官	2 3
	判 事	2, 1 2 5
	判 事 補	9 2 7
	簡 易 裁 判 所 判 事	8 0 6
	計	3, 8 8 1
一 般 職	書 記 官	9, 8 6 8
	速 記 官	2 1 1
	家 庭 裁 判 所 調 査 官	1, 5 9 6
	事 務 官	9, 3 7 0
	そ の 他	7 9 0
	計	2 1, 8 3 5
合 計		2 5, 7 1 6

(参考) 女性裁判官数は、773 人である（平30. 12. 1 現在）。
 (根拠法令) ○裁判所法（昭和22年法律第59号）
 ○裁判所職員定員法（昭和26年法律第53号）

§ 2 執行官の数（平成31.4.1現在）

全国の員数	286
-------	-----

§ 3 調停官の数（平成30.12.1現在）

区 分	員 数
民 事 調 停 官	60
家 事 調 停 官	60
計	120

§ 4 民事調停委員及び家事調停委員の数（平成31.4.1現在）

(1) 員 数

区 分	員 数
民 事 調 停 委 員	8,693
家 事 調 停 委 員	11,587
計	20,280

(注) 合計20,280人のうち3,267人は、民事調停委員及び家事調停委員に併任されている。

(2) 年齢別員数

年齢別	民事調停委員		家事調停委員	
	員 数	%	員 数	%
70歳以上	185	2.1	289	2.5
60歳代	5,916	68.1	7,814	67.4
50歳代	1,805	20.8	2,323	20.0
40歳代	778	8.9	1,142	9.9
40歳未満	9	0.1	19	0.2
計	8,693	100.0	11,587	100.0

(注) 上記は、任命時の年齢による。

(3) 職業別員数

職業別	区分	民事調停委員		家事調停委員	
		員 数	%	員 数	%
弁護士		1,436	16.5	1,506	13.0
医師		201	2.3	63	0.5
大学教授等		97	1.1	216	1.9
公務員		152	1.8	257	2.2
会社・団体の役員・理事		795	9.2	996	8.6
会社員・団体の職員		442	5.1	578	5.0
農林水産業		108	1.2	134	1.2
商業・製造業		126	1.4	139	1.2
宗教家		123	1.4	213	1.8
公認会計士・税理士・不動産鑑定士・ 土地家屋調査士等		2,986	34.4	2,300	19.9
その他		360	4.1	1,012	8.7
無職		1,867	21.5	4,173	36.0
計		8,693	100.0	11,587	100.0

§ 5 司法委員及び参与員の数（平成31.2.1現在）

区 分	員 数
司 法 委 員	5,097
参 与 員	4,933

§ 6 鑑定委員の数（平成31.2.1現在）

区 分	員 数
借地借家法に基づく鑑定委員	1,489
大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法等に基づく鑑定委員	1,456

（注）借地借家法に基づく鑑定委員のうち1,456人は、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法等に基づく鑑定委員を兼ねている。

§ 7 専門委員の数（平成31.4.1現在）

分 野 別	員 数
医事関係	918
建築関係	566
知的財産権関係	254
その他	289
計	2,027

§ 8 労働審判員の数（平成31.4.1現在）

全国の員数	1,506
-------	-------

§ 9 選任された裁判員及び補充裁判員の数（平成30年）

区 分	員 数
裁判員	5,905
補充裁判員	1,989

（注1）平成30年1月1日から平成30年12月31日までに終局した裁判員裁判において選任された数である。

（注2）補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。

3 裁判官の報酬等

裁判官・検察官の報酬俸給表（平成31年4月1日現在）

裁判官			検察官		報酬 俸給 月額	初任給 調整手当
最高裁判所長官					2,010,000	
最高裁判所判事			検事総長		1,466,000	
東京高等裁判所長官					1,406,000	
その他の高等裁判所長官			東京高検検事長		1,302,000	
			次長検事・その他の検事長		1,199,000	
判事	判事補	簡裁判事	検事	副検事		
1			1		1,175,000	
2			2		1,035,000	
3		特	3		965,000	
4		1	4		818,000	
5		2	5		706,000	
6		3	6	特	634,000	
7		4	7	1	574,000	
8			8	2	516,000	
		5		3	438,900	
	1	6	9	4	421,500	
	2	7	10	5	387,800	
	3	8	11	6	364,900	
	4	9	12	7	341,600	
	5	10	13	8	319,800	19,000
	6	11	14	9	304,700	30,900
	7	12	15	10	287,500	45,100
	8	13	16	11	277,300	51,100
	9	14	17	12	255,100	70,000
	10	15	18	13	246,200	75,100
	11	16	19	14	239,400	83,900
	12	17	20	15	233,400	87,800
				16	222,100	
				17	214,300	

4 裁判所の予算

予算額（令和元年度）

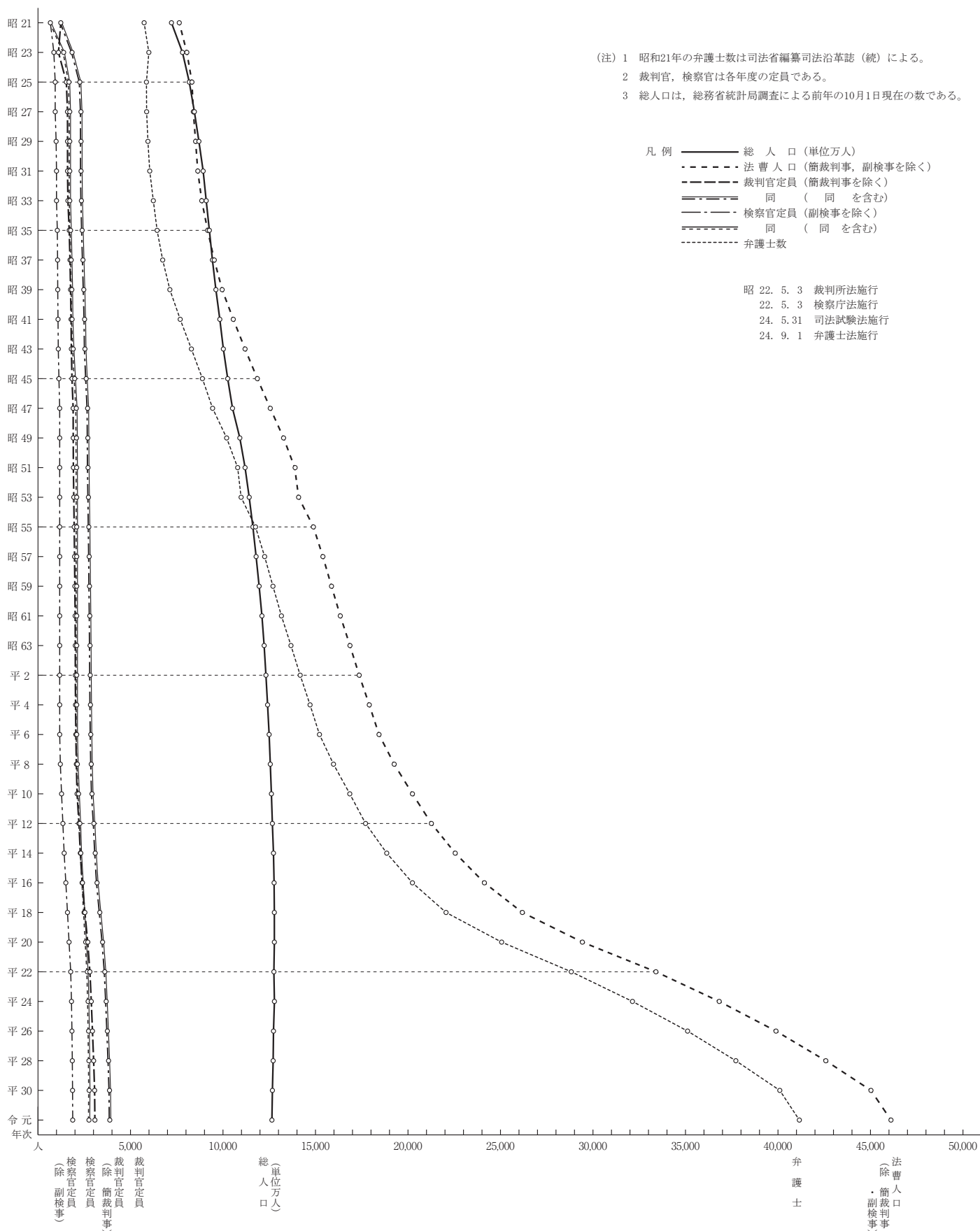
（単位：千円）

区 分	予 算 額	国の予算に対する 割合（％）
国 の 予 算 総 額	101,457,093,570	-
裁 判 所 予 算 額	325,574,308	0.321
<予算の内容>	予 算 額	割合（％）
人 件 費	271,072,241	83.3
施 設 費	17,480,346	5.4
裁 判 費	19,764,433	6.1
そ の 他	17,249,288	5.3
予 備 経 費	8,000	0.0

（注）<予算の内容>における経費の割合はそれぞれ四捨五入しており、その計が100%とならない。

5 その他の参考事項（裁判官以外の司法関係者の資料を含む。）

§ 1 日本における法曹人口及び総人口の推移（昭和21年～令和元年）



	裁判官定員		検察官定員		弁護士	法曹人口 (除 簡裁判事・副検事)	総人口 (単位万人)
	(除 簡裁判事)		(除 副検事)				
昭和21年	1232		668		5737	7637	7215
昭和23年	1842	1107	1387	857	5992	8046	7810
昭和25年	2261	1533	1673	930	5862	8322	8177
昭和27年	2323	1595	1717	930	5872	8397	8454
昭和29年	2327	1597	1717	980	5942	8519	8698
昭和31年	2327	1597	1717	1000	6040	8637	8928
昭和33年	2347	1617	1717	1000	6235	8852	9093
昭和35年	2387	1687	1761	1044	6439	9170	9264
昭和37年	2430	1730	1796	1059	6740	9529	9429
昭和39年	2475	1760	1829	1067	7128	9955	9616
昭和41年	2518	1787	1844	1082	7687	10556	9828
昭和43年	2537	1803	1901	1097	8293	11193	10020
昭和45年	2605	1838	1983	1132	8888	11858	10254
昭和47年	2681	1900	2071	1173	9483	12556	10515
昭和49年	2693	1905	2081	1173	10197	13275	10910
昭和51年	2703	1912	2089	1173	10792	13877	11194
昭和53年	2726	1935	2092	1173	10979	14087	11417
昭和55年	2747	1956	2092	1173	11759	14888	11616
昭和57年	2767	1976	2092	1173	12251	15400	11790
昭和59年	2783	1992	2092	1173	12701	15866	11954
昭和61年	2800	2009	2092	1173	13159	16341	12105
昭和63年	2813	2017	2092	1173	13674	16864	12224
平成 2年	2823	2017	2092	1173	14173	17363	12321
平成 4年	2835	2029	2092	1173	14706	17908	12410
平成 6年	2852	2046	2092	1173	15215	18434	12494
平成 8年	2879	2073	2127	1208	15973	19254	12557
平成10年	2919	2113	2193	1274	16853	20240	12617
平成12年	3019	2213	2264	1345	17707	21265	12669
平成14年	3094	2288	2313	1414	18851	22553	12729
平成16年	3191	2385	2404	1505	20240	24130	12762
平成18年	3341	2535	2490	1591	22056	26182	12776
平成20年	3491	2685	2578	1679	25062	29426	12777
平成22年	3611	2805	2667	1768	28828	33401	12751
平成24年	3686	2880	2709	1810	32134	36824	12780
平成26年	3750	2944	2734	1835	35113	39892	12730
平成28年	3814	3008	2754	1855	37722	42585	12711
平成30年	3866	3060	2767	1868	40098	45026	12671
令和 元年	3881	3075	2756	1877	41155	46107	12644

(注) 1 昭和21年の弁護士数は司法省編纂司法沿革誌(続)による。
2 裁判官、検察官は各年度の定員である。
3 総人口は、総務省統計局調査による前年の10月1日現在の数である。

昭 22. 5. 3 裁判所法施行
22. 5. 3 検察庁法施行
24. 5. 31 司法試験法施行
24. 9. 1 弁護士法施行

§ 2 諸外国の法曹人口の比較

(単位：人)

	アメリカ		イギリス※1	ドイツ	フランス	日 本	
	連邦	州					
人口	327,167,434		58,744,600	82,792,351	66,992,699	126,443,000	
法曹人口 (対人口10万比)	1,323,437 (404.51)		159,206 (271.01)	192,612 (232.64)	74,850 (111.73)	47,792 (37.80)	46,107 (36.46)
裁判官 (対人口10万比)	32,536 (9.94)		2,984 (5.08)	20,739 (25.05)	5,794 (8.65)	3,881 (3.07)	3,075※2 (2.43)
	1,785 (0.55)	30,751 (9.40)					
検察官 (対人口10万比)	33,169 (10.14)		2,316 (3.94)	5,503 (6.65)	1,975 (2.95)	2,756 (2.18)	1,877※3 (1.48)
	6,075 (1.86)	27,094 (8.28)					
弁護士 (対人口10万比)	1,257,732 (384.43)		153,906 (261.99)	166,370 (200.95)	67,081 (100.13)	41,155 (32.55)	
弁護士数/裁判官数	38.66		51.58	8.02	11.58	10.60	13.38

※1 イギリスは、イングランド及びウェールズを対象とする。

※2 簡裁判事を除いた数

※3 副検事を除いた数

1 人口

日本……………平成30年10月1日現在(総務省統計局調査)

アメリカ…2018年現在の推計値

イギリス…2017年現在の概数

ドイツ……………2017年現在

フランス…2019年現在の推計値(フランス全土(海外県を含む。))

2 裁判官数

日本……………令和元年度の定員

アメリカ

連邦……………連邦治安判事 (U. S. Magistrate Judge) を含む全米 50 州及びワシントン D. C. の定員の合計 (2019 年現在)

州……………全米 50 州及びワシントン D. C. の合計 (2010 年現在)

イギリス…常勤裁判官 1,373 人及び非常勤裁判官 1,611 人の合計。このほか、法曹資格を有しない非常勤の無給治安判事 (Justices of the Peace) が 15,003 人いる (2018 年現在)。

ドイツ……………連邦及び州の合計 (2016 年現在)。試用裁判官 (Richter auf Probe) を含む。

フランス…2017 年現在

3 検察官数

日本……………令和元年度の定員

アメリカ

連邦……………事務局等勤務者を含む（2010年現在）。

州……………重罪事件を扱う検察庁における数（非常勤人員を勤務時間に応じて常勤人員に換算して算入）（2007年現在）

イギリス…検察庁（Crown Prosecution Service）に所属するバリスタ及びソリシタ並びに法務長官（Attorney General）の合計（2018年現在）

ドイツ……………連邦及び州の合計（2016年現在）

フランス…2017年現在

4 弁護士数

日本……………平成31年4月1日現在の数（日本弁護士連合会調査）

アメリカ…全米50州及びワシントンD.C.に居住しかつ現に活動している法曹有資格者の総数から裁判官及び検察官の数を控除した数（2017年現在）

イギリス…現に活動している法廷弁護士（Barrister, バリスタ）16,598人（2018年現在）及び開業証書を保有する事務弁護士（Solicitor, ソリシタ）139,624人（2017年現在）の合計数から、検察庁に所属するバリスタ及びソリシタ並びに法務長官の数を控除した数

ドイツ……………2019年現在

フランス…2018年現在

参考

アメリカ…人口：米統計局（U. S. Census Bureau）調査

裁判官数：連邦 United States Code Title 28 等に規定

州 Court Statistics Project 調査

検察官数：司法省（U. S. Department of Justice）調査

弁護士数：アメリカ法曹協会（American Bar Association）調査

イギリス…人口：英国政府統計局（Office for National Statistics）調査

裁判官数：最高裁判所（Supreme Court of the United Kingdom）、Courts and Tribunals Judiciary 各調査

検察官数：検察庁（Crown Prosecution Service）調査

弁護士数：Bar Standards Board, The Law Society 各調査

ドイツ…人口：連邦統計局（Statistisches Bundesamt）調査

裁判官数, 検察官数：連邦司法消費者保護省（Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz）調査

弁護士数：連邦弁護士会（Bundesrechtsanwaltskammer）調査

フランス…人口：仏国立統計経済研究所（Institut National de la Statistique et des Études Économiques）調査

裁判官数, 検察官数, 弁護士数：司法省（Ministère de la Justice）調査

§3 弁護士の数と人口との関係

- (注) 1 弁護士の数は平成31年4月1日現在の数(日本弁護士連合会調べ)である。
 2 ()内の数は女性弁護士の数(内数)である。
 3 人口は総務省統計局による平成30年10月1日現在の数である。
 4 外国弁護士の数は外国弁護士資格者の数である。

弁護士会名	所属弁護士数 (人)	人口(千人)	1人当たりの 人口(人)	弁護士会名	所属弁護士数 (人)	人口(千人)	1人当たりの 人口(人)
東京	8,485	13,822	706	鳥取県	66	560	8,485
第一東京	5,489			島根県	85	680	8,000
第二東京	5,614			福岡県	1,319	5,107	3,872
神奈川県	1,657			佐賀県	108	819	7,583
埼玉	881	7,330	8,320	長崎県	161	1,341	8,329
千葉県	816	6,255	7,665	大分県	156	1,144	7,333
茨城県	287	2,877	10,024	熊本県	282	1,757	6,230
栃木県	227	1,946	8,573	鹿児島県	217	1,614	7,438
群馬	295	1,952	6,617	宮崎県	136	1,081	7,949
静岡県	498	3,659	7,347	沖縄	268	1,448	5,403
山梨県	128	817	6,383	仙台	457	2,316	5,068
長野県	249	2,063	8,285	福島県	201	1,864	9,274
新潟県	289	2,246	7,772	山形県	99	1,090	11,010
大阪	4,652	8,813	1,894	岩手	104	1,241	11,933
京都	787	2,591	3,292	秋田	77	981	12,740
兵庫	970	5,484	5,654	青森	113	1,263	11,177
奈良	176	1,339	7,608	札幌	807	5,286	5,208
滋賀	149	1,412	9,477	函館	54		
和歌山	144	935	6,493	旭川	73		
愛知県	1,996	7,537	3,776	釧路	81		
三重	187	1,791	9,578	香川県	177	962	5,435
岐阜	204	1,997	9,789	徳島	93	736	7,914
福井	113	774	6,850	高知	88	706	8,023
金沢	173	1,143	6,607	愛媛	166	1,352	8,145
富山	122	1,050	8,607	計	41,155	126,443	3,072
広島	594	2,817	4,742		(7,732)		
山口	177	1,370	7,740	沖縄弁護士	8		
岡山	408	1,898	4,652	外国弁護士	0		
				外国法事務弁護士	421		

§ 4 司法修習生の数（採用者数）

期別	（採用年度）	人 数
第36期	（昭和57年度）	438 (32)
第37期	（昭和58年度）	451 (47)
第38期	（昭和59年度）	451 (42)
第39期	（昭和60年度）	450 (52)
第40期	（昭和61年度）	482 (45)
第41期	（昭和62年度）	473 (58)
第42期	（昭和63年度）	492 (63)
第43期	（平成元年度）	511 (60)
第44期	（平成2年度）	509 (70)
第45期	（平成3年度）	507 (72)
第46期	（平成4年度）	596 (84)
第47期	（平成5年度）	635 (124)
第48期	（平成6年度）	703 (144)
第49期	（平成7年度）	724 (155)
第50期	（平成8年度）	728 (142)
第51期	（平成9年度）	734 (169)
第52期	（平成10年度）	746 (203)
第53期	（平成11年度）	797 (199)
第54期	（平成12年度）	982 (282)
第55期	（平成13年度）	992 (269)
第56期	（平成14年度）	1,007 (227)
第57期	（平成15年度）	1,183 (277)
第58期	（平成16年度）	1,188 (280)
第59期	（平成17年度）	1,499 (366)
第60期	（平成18年度）	2,446 (572)
第61期	（平成19年度）	2,380 (630)
第62期	（平成20年度）	2,304 (626)
第63期	（平成21年度）	2,171 (571)
第64期	（平成22年度）	2,124 (588)
第65期	（平成23年度）	2,074 (480)
第66期	（平成24年度）	2,035 (532)
第67期	（平成25年度）	1,969 (447)
第68期	（平成26年度）	1,761 (411)
第69期	（平成27年度）	1,787 (381)
第70期	（平成28年度）	1,530 (346)
第71期	（平成29年度）	1,516 (317)
第72期	（平成30年度）	1,482 (361)

（注意） いずれも採用時の数値である。
括弧内は女性で内数である。

§ 5 終了者の進路別人数

期別（終了年度）	終了者数	裁判官	検察官	弁護士	その他
第33期（昭和56年）	484 (33)	61 (4)	38 (1)	378 (27)	7 (1)
第34期（昭和57年）	499 (38)	62 (2)	53 (2)	383 (34)	1 (0)
第35期（昭和58年）	483 (49)	58 (8)	53 (2)	370 (39)	2 (0)
第36期（昭和59年）	436 (33)	58 (1)	50 (1)	325 (30)	3 (1)
第37期（昭和60年）	447 (44)	52 (7)	49 (2)	343 (34)	3 (1)
第38期（昭和61年）	450 (44)	70 (8)	34 (4)	342 (32)	4 (0)
第39期（昭和62年）	448 (52)	62 (10)	37 (6)	347 (36)	2 (0)
第40期（昭和63年）	482 (45)	73 (8)	41 (4)	367 (32)	1 (1)
第41期（平成元年）	470 (57)	58 (10)	51 (6)	360 (40)	1 (1)
第42期（平成2年）	489 (63)	81 (16)	28 (3)	376 (44)	4 (0)
第43期（平成3年）	506 (58)	96 (20)	46 (4)	359 (34)	5 (0)
第44期（平成4年）	508 (70)	65 (16)	50 (8)	378 (45)	15 (1)
第45期（平成5年）	506 (72)	98 (20)	49 (8)	356 (44)	3 (0)
第46期（平成6年）	594 (84)	104 (18)	75 (11)	406 (55)	9 (0)
第47期（平成7年）	633 (123)	99 (34)	86 (16)	438 (70)	10 (3)
第48期（平成8年）	699 (142)	99 (26)	71 (12)	521 (102)	8 (2)
第49期（平成9年）	720 (155)	102 (26)	70 (16)	543 (113)	5 (0)
第50期（平成10年）	726 (144)	93 (21)	73 (11)	553 (110)	7 (2)
第51期（平成11年）	729 (167)	97 (18)	72 (16)	549 (132)	11 (1)
第52期（平成12年）	742 (202)	87 (22)	69 (16)	579 (164)	7 (0)
第53期（平成12年）	788 (196)	82 (26)	74 (10)	625 (158)	7 (2)
第54期（平成13年）	975 (281)	112 (31)	76 (20)	774 (225)	13 (5)
第55期（平成14年）	988 (269)	106 (30)	75 (22)	799 (214)	8 (3)
第56期（平成15年）	1,005 (225)	101 (29)	75 (19)	822 (175)	7 (2)
第57期（平成16年）	1,178 (277)	109 (35)	77 (19)	983 (222)	9 (1)
第58期（平成17年）	1,187 (279)	124 (34)	96 (30)	954 (213)	13 (2)
第59期（平成18年）	1,477 (360)	115 (35)	87 (26)	1,254 (291)	21 (8)
第60期（平成19年）	2,376 (568)	118 (43)	113 (39)	2,043 (457)	102 (29)
第61期（平成20年）	2,340 (619)	99 (36)	93 (32)	2,026 (527)	122 (24)
第62期（平成21年）	2,346 (635)	106 (34)	78 (31)	1,978 (523)	184 (47)
第63期（平成22年）	2,144 (563)	102 (32)	70 (22)	1,714 (443)	258 (66)
第64期（平成23年）	2,152 (597)	102 (34)	71 (24)	1,515 (418)	464 (121)
第65期（平成24年）	2,080 (479)	92 (28)	72 (22)	1,370 (316)	546 (113)
第66期（平成25年）	2,034 (528)	96 (38)	82 (31)	1,286 (336)	570 (123)
第67期（平成26年）	1,973 (443)	101 (29)	74 (29)	1,248 (269)	550 (116)
第68期（平成27年）	1,766 (418)	91 (38)	76 (25)	1,131 (239)	468 (116)
第69期（平成28年）	1,762 (371)	78 (30)	70 (26)	1,198 (228)	416 (87)
第70期（平成29年）	1,563 (359)	65 (18)	67 (24)	1,075 (248)	356 (69)
第71期（平成30年）	1,517 (319)	82 (21)	69 (21)	1,032 (226)	334 (51)

（注） 括弧内は女性で内数である。

第33期から第52期までは4月終了，第53期から第59期までは10月終了，第60期から第62期までは9月及び12月終了，第63期及び第64期は8月及び12月終了，第65期以降は12月終了である。修習終了直後の数による。